

鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務
公募型プロポーザル審査方法および評価基準

1 趣旨

この基準は、鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務のプロポーザルを実施するにあたり、当該業務の目的および内容にもっとも適した事業者を選定するため必要な事項を定めるものとする。

2 審査概要

(1) 参加資格審査および提案書の特定に係る審査は、市職員等で組織する、鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務プロポーザル選定委員会にて行う。

(2) 本プロポーザルに係る選定委員会の委員は次のものとする。

会長	副市長	委員	総務部長
委員	職員課長	委員	保育・幼児教育課長
委員	教育審議官	委員	デジタル推進課長

3 審査

(1) 審査基準および評価の視点は以下のとおりとする。

●予備審査（100 点満点）

区分	評価対象	評価内容	配点
機能	機能要件	機能要件仕様書対応状況	70
価格	価格	見積書	30

●本審査（200 点満点）

区分	評価対象	評価内容	配点
企画提案	提案書	企画提案書等	200
	プレゼンテーション	プレゼンテーション内容および質疑応答への評価	

(2) 「本審査」については各選考委員が採点する。ただし、「予備審査」についてはデジタル推進課が評価点数を算出する。

(3) 「機能」の評価については以下のとおり

ア 機能要件仕様書に記入された各機能の対応状況により、それぞれ次の配点とおりに採点する。

項目	配点
対応済（○）	2 点
代替案（△）	1 点
対応不可（×）	0 点

イ 採点後の得点の合計点において、次の算定式により機能要件仕様書評価点を算出する。（満点とは、全て「対応済」の場合の総得点とする。）

機能要件仕様書評価点＝配点 7 0 点×（機能要件書合計点/満点）

（4）価格の評価点数（以下「価格点」という。）は以下の計算により算出する。

価格点＝配点（満点 3 0 点）×（最低見積価格※1÷見積価格※2）

※1…全提案者中最も低い見積価格

※2…当該提案者の見積価格

最低見積価格者の価格点は満点となり、その他の者は計算結果に従い、見積価格に応じた価格点となる。なお、算定式による計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

（5）「企画提案」の評価については、選考委員の評価項目ごとの評価点数の合計点を算出し、全選考委員の合計点の平均をもって、企画提案者ごとの評価点数を決定する。評価項目については、別添「鯖江市労務管理システムおよびタレントマネジメントシステム利用および支援業務企画提案評価項目」のとおり

（6）全提案者の中で、「予備審査」と「本審査」の合計の評価点数が最も高いものを第1候補とする。なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、「本審査」の評価が高いものとし、「本審査」の評価点と同じ場合はくじ引きで決定する。

（7）応募が1者であっても審査を行う。ただし、価格に関する審査基準を除くこととする。

（8）評価の最低基準点を180点（全体の60%）とし、評価結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者であったとしても選定しない。または応募が1者の場合は、配点合計により価格に関する審査基準を除き、その採点結果が162点未満であった場合は、選定しない。